

## 深川養鶏農業協同組合

### 女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全従業員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2030年3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1（女性活躍推進法に関する目標）

女性従業員の人数を増やすため、毎年の新卒採用人数比率25%以上を目指す。

<実施時期・取組内容>

●2025年4月～ 就職WEBサイトや会社説明の場で活躍する女性従業員を紹介しPRする。

目標2（女性活躍推進法と次世代育成支援対策推進法に関する目標）

将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育児取得」を目指し、男性従業員の育児休業取得率及び取得期間をそれぞれ前取組期間より30%以上アップさせる。

<実施時期・取組内容>

●2025年4月～ 男性の育児休暇についての資料を集め、各事業所に配布し、配偶者が出産した、または出産予定の男性従業員に対し、育児休業について再度個別に案内をする。

●2025年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施

目標3（女性活躍推進法に関する目標）

管理職に占める女性管理者の割合20%以上を目指す。

<実施時期・取組内容>

●2025年4月～ 女性従業員を対象に、自身のキャリア形成に対する意識を醸成するための研修に参加してもらう。

●2025年4月～ 主任クラス以上の女性従業員を対象に、自身のマネジメントスキルを磨くための研修に参加してもらう。